

# 御説明資料

(地方税の電子化について)

平成26年8月1日

# eLTAX(地方税ポータルシステム)について

## 1. eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)の現状

- 運用主体 . . . . . 一般社団法人地方税電子化協議会 (全ての都道府県、市区町村が会員として加入)
- eLTAX接続団体 . . . . . 全47都道府県 及び 全1,741市区町村がeLTAXに接続

## 2. 提供サービスの内容(平成26年8月末見込)

### (1) 電子申告等 . . . インターネットを通じた地方税の電子申告等

#### 【対象税目等及び対応団体数】

- 法人2税(全47都道府県、1,716市町村)、固定資産税(償却資産)(東京都、1,704市町村)、事業所税(東京都、74市)の電子申告

#### ※未対応団体数

法人市町村民税：2町村、固定資産税(償却資産)：14市町、事業所税：1市

- 給与支払報告書(全1,741市区町村)、法人設立届等(30都道府県、1,706市区町村)の電子的提出
- 電子納税(7都県、7市町) → 地方税の納付手続きを自宅やオフィスからインターネット経由などで電子的に行うことができる仕組み

### (2) 年金からの特別徴収 . . . 公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり

- 年金保険者から市区町村への特別徴収対象者の通知、公的年金等支払報告書の提出 (全1,741市区町村が利用)
- 市区町村から年金保険者への年金特別徴収の税額通知の送付 (全1,741市区町村が利用)

### (3) 国税連携 . . . 国税庁と地方団体とのデータのやりとり

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信 (全47都道府県及び全1,741市区町村が利用)
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信 (全1,741市区町村が利用)
- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信 (対応可能な市区町村から開始)

# eLTAX(地方税ポータルシステム)の構成

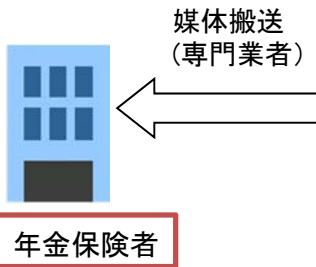
## 1. 電子申告等

- 【電子申告】
  - ・法人2税
  - ・固定資産税 (償却資産)
  - ・事業所税
- 【電子的提出】
  - ・給与支払報告書
  - ・法人設立届等
- 電子納税



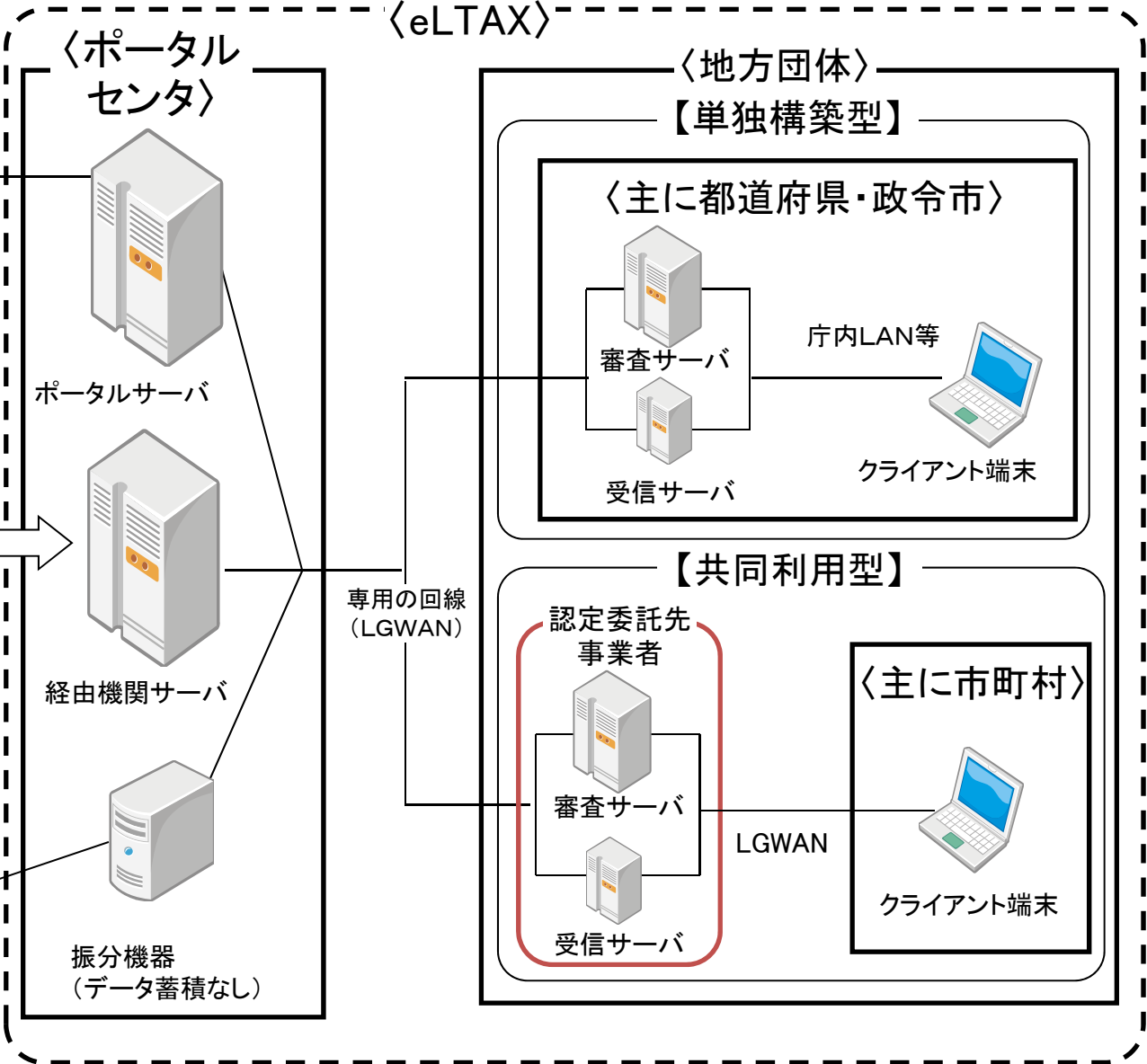
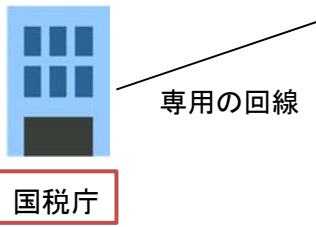
## 2. 年金からの特別徴収

- 【保険者→地方】
  - ・公的年金の特別徴収対象者の通知
  - ・公的年金等支払報告書の提出
- 【地方→保険者】
  - ・年金特別徴収の税額通知



## 3. 国税連携

- 【国→地方】
  - ・所得税確定申告
  - ・法定調書
- 【地方→国】
  - ・扶養是正情報・申告漏れ情報



## 地方税電子化の主な沿革

- 平成13年3月 地方税電子化推進協議会設立(会長代理は総務省自治税務局長)
- 平成15年8月 任意団体として地方税電子化協議会の設立
- 平成17年1月 電子申告受付(法人住民税・法人事業税と固定資産税(償却資産))を開始  
稼働団体は6府県(岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、佐賀県)
- 平成18年4月 地方税電子化協議会が社団法人化
- 平成20年1月 給与支払報告書の提出、事業所税の申告を追加  
ASP(Application Service Provider)事業者(共同利用方式)制度を開始
- 平成20年3月 法人設立届等の提出、電子納税を追加
- 平成21年4月 年金特徴に関し、指定法人として総務大臣が地方税電子化協議会を指定  
地方税電子化協議会を經由機関として、公的年金の特別徴収に年金保険者と市区町村のデータのやりとりを開始  
全都道府県、全18指定都市、1303市区町村でシステム稼働
- 平成22年4月 全地方公共団体がeLTAXに接続(47都道府県・19指定都市・1797市区町村)
- 平成22年12月 国税連携に関し、指定法人として総務大臣が地方税電子化協議会を指定
- 平成23年1月 国税連携システムを運用開始  
(所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信の開始)
- 平成24年4月 社団法人から一般社団法人へ法人格を変更
- 平成25年5月 国税連携システムの機能に法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信を追加
- 平成25年6月 国税連携システムの機能に扶養是正情報等の市町村から国税庁へのデータ送信を追加
- 平成26年1月 一定規模以上の事業者への給与支払報告書等の電子的提出の義務付けを開始

## 電子申告等の概要

### 電子申告等の概要

- 地方税の手続(申告、提出、申請・届出、納税。以下「申請等」という。))を電子的に行う仕組み。
- 電子申告等の主な特徴は次のとおり。
  - ・ 自宅やオフィスなどからインターネットで手続を行うことが可能。
  - ・ 一つの窓口(地方税ポータルセンター)から全国の電子申告等のサービスを導入している地方団体(以下、「導入団体」という。)に申告等の手続が可能。
  - ・ 一つの利用者ID・暗証番号で全てのサービスの利用が可能。
  - ・ どの導入団体に対しても同じ使い方で利用が可能。
- 電子申告等を行う際、地方税電子化協議会が無償で配布するソフトウェア(PCdesk)やeLTAXに対応している市販の税務・会計ソフトウェア等を使用。

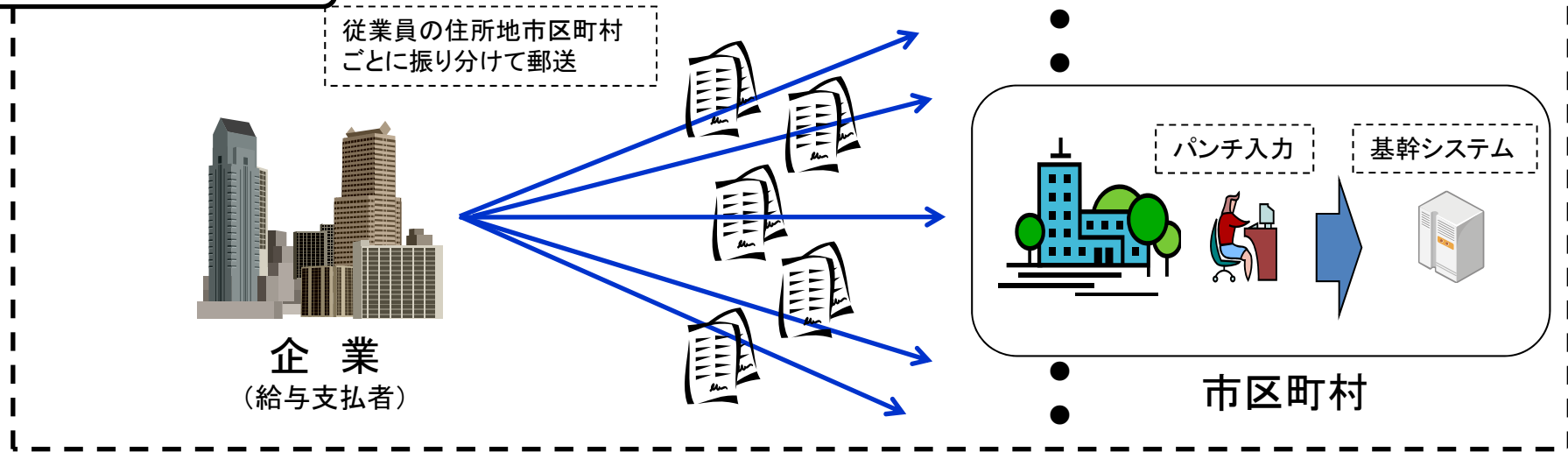
### 電子申告等で受け付けているサービス

- 法人2税、固定資産税(償却資産)、事業所税の電子申告
- 個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書(※)、法人設立届等の電子的提出
- 電子納税

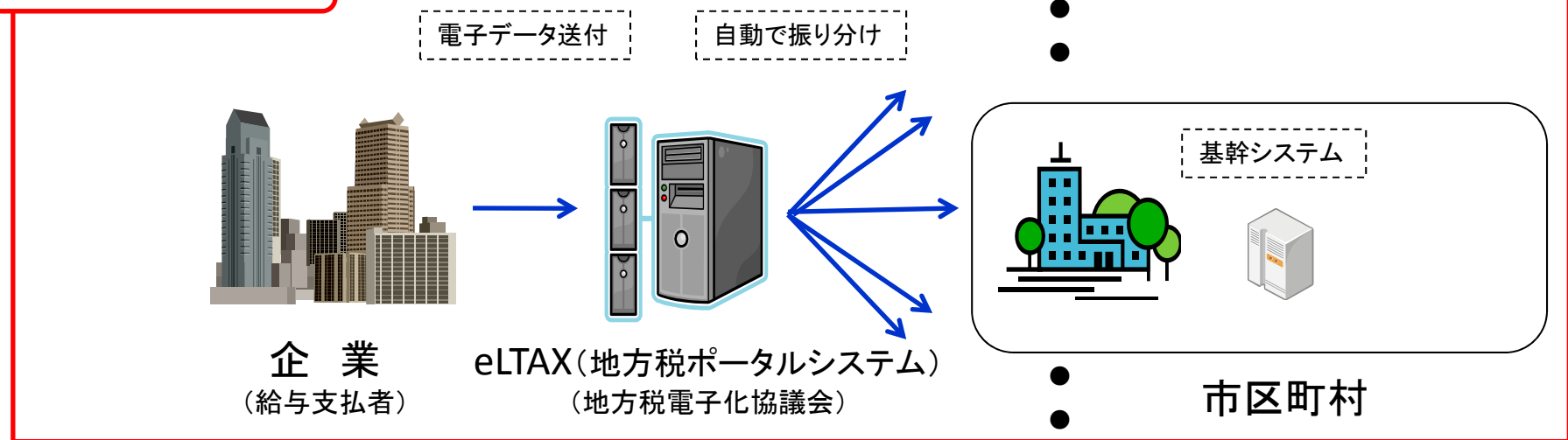
※年金からの特別徴収を使う場合を除く

# 電子申告等の仕組み(給与支払報告書の提出のイメージ)

## 書面による提出



## eLTAXによる提出



○企業 — 市区町村ごとの振り分け、紙出力及び郵送が不要

○市区町村 — パンチ入力が必要 (費用削減、正確性向上)

## 市区町村における電子申告等受付サービスの導入状況

	課税団体数	平成26年8月25日現在 導入団体数(予定)	平成26年8月25日現在 で未導入の団体数	参考:平成25年4月現在 導入団体数
個人住民税 (給与支払報告書の電子的 提出の受付)	1,741市区町村	1,741市区町村 (100%)	0	1,441市区町村 (82.72%)
法人市町村民税の 電子申告の受付	1,718市町村	1,716市町村 (99.88%)	2町村	1,410市町村 (82.02%)
固定資産税 (償却資産)の 電子申告の受付	1,718市町村	1,704市町村 (99.19%)	14市町	1,381市町村 (80.34%)
事業所税の 電子申告の受付	75市	74市 (98.67%)	1市	71市 (94.67%)
申請・届出 (法人設立届出の電子的提 出等の受付)	1,741市区町村	1,706市区町村 (97.99%)	35市区町村	1,380市区町村 (79.22%)

<参考:導入未定団体数の都道府県別内訳>

【法人市町村民税】 福島県1、奈良県1

【固定資産税】 北海道2、秋田県1、福島県1、千葉県5、東京都2、奈良県1、徳島県1、香川県1

【事業所税】 福岡県1

【申請・届出】 北海道9、秋田県3、福島県1、千葉県7、東京都4、石川県4、奈良県1、鳥取県1、広島県2、徳島県1、香川県1、愛媛県1

## 年金からの特別徴収の概要

### 年金からの特別徴収の概要

- 年金保険者(※)と市区町村間で行われる個人住民税の特別徴収及び公的年金等支払報告書に関するデータ授受を行うための仕組み(以下、「年金特徴システム」という。)
- 年金特徴システムの主な特徴は次のとおり。
  - ・ 年金保険者にとっては、データにより一括でeLTAXに提供することが可能となるため、事務負担とコストの軽減が図られる。
  - ・ 市区町村は、データを電子的に授受することによる事務の効率化、課税誤りのリスクの低下

※年金保険者・・・厚生労働大臣(日本年金機構に事務を委任)、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員共済組合等、公立学校共済組合

### 年金特徴システムで行っている手続

- ・年金保険者から市区町村への公的年金等支払報告書の提出<1月>
- ・年金保険者から市区町村への対象者(年金給付を受けている者)の通知<5月>
- ・市区町村から年金保険者への特別徴収対象者情報(特別徴収税額等)の通知<7月>



## 国税連携の概要

### 国税連携の概要

○ 国税庁と地方団体間で以下のデータのやりとりを行うための仕組み。

- ① 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信
- ② 法定調書(※1)の国税庁から市区町村へのデータ送信
- ③ 扶養是正情報等(※2)の市区町村から国税庁へのデータ送信

○ 国税連携の主な特徴は以下のとおり。

#### 【所得税確定申告書、法定調書】

- ・入力ミスによる課税誤り等のリスク解消
- ・入力作業外注に伴う個人情報漏洩リスクの解消
- ・パンチ入力が増減
- ・分離・複写業務等が大幅に減少し、事務の効率化
- ・全ての団体で同じ種類の資料の入手が可能

#### 【扶養是正情報等】

- ・市区町村にとっては、電子化による業務の標準化、事務の効率化が進む可能性
- ・国税当局にとって、従来紙で受け取っていた情報を電子的に受領することで業務の効率化

※1 所得税法、相続税法、租税特別措置法等の規定により税務署に提出が義務づけられている書類。給与所得の源泉徴収票など。

※2 市区町村の税務調査により、扶養の誤り、過少申告、申告漏れ等を把握し所得の変更を行った結果を国税庁に提供するもの。